

日本国四日市市とベトナム社会主義共和国ハイフォン市との 経済交流に関する覚書

日本国四日市市とベトナム社会主義共和国ハイフォン市（以下、「双方」という）は、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済交流の促進に協力し取り組むため、本覚書を締結する。

1. 双方は、日本国とベトナム社会主義共和国の法律及び政策に従い、日本とベトナムの友好関係、相互の尊重、対等、利益を基にして、四日市市とハイフォン市の経済交流を促進するための努力を行う。
2. 経済交流の促進は、双方地域の企業等が相互に活発な経済活動を展開することができるよう、双方が共同して支援することを言うものとし、特に次の点において努力する。
 - 1) 双方は、相手方がビジネスセミナーの開催、経済訪問団の派遣、進出企業支援窓口の設置・運営など、自地域において経済交流事業を実施しようとする場合、可能な限り協力する。
 - 2) 双方は、相手方が経済活動に関する自地域における情報の提供を求める場合、可能な限りそれに応じる。
 - 3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域での経済活動について、可能な限り支援する。
 - 4) 双方は、相手方地域において、自地域の企業等が経済活動の機会を模索している場合、必要な情報の提供や各種支援に努める。
3. 双方の連絡窓口となる組織は、次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行おうとする場合は、その都度お互いに協議・調整しながら進めることとする。
 - 四日市市 政策推進課
 - ハイフォン市 外務部

4. ・本覚書は、署名後に発効し、両者の一方から相手方に対して、書面により本覚書終了の意向を通知した日から6ヶ月後まで効力を有する。
- ・本覚書の失効は、双方による特段の取り決めがない限り、本覚書に基づいて実施し、継続中の経済交流事業について影響を与えないものとする。
- ・この覚書は、2016年8月23日に、ハイフォン市にて署名を行う。本覚書は、日本語、ベトナム語、および英語で作成され、等しく効力を有するが、解釈において疑義がある場合は、英語版が優先される。

2016年8月23日、ハイフォンにおいて



Mr. NGUYEN VAN TUNG

ベトナム社会主義共和国
ハイフォン市人民委員会
委員長



田中 俊行

日本国
四日市市長